

大川市議会第2回定例会会議録

令和6年3月4日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	内藤栄治
3番	古賀寿典	10番	川野栄美子
4番	馬淵清博	11番	遠藤博昭
5番	永島幸夫	12番	永島守
6番	宮崎稔子	13番	平木一朗
7番	西田学		

欠席議員

14番	箴島かおる
-----	-------

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
統括副市長	橋本浩一
特命副市長 (兼)大川の駅整備振興課長	森寿貴
教育長	内藤妙子
会計管理課長 (兼)会計課長 (兼)税務課長	川野文裕
人事秘書課長 (併)監査事務局長	仁田原敏雄
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	田中準一
企画課長	野中貴光
学校教育課長	添田宗孝

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記	松 家 奈 美 子
議 会 事 務 局 書 記	高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 開 会 の 宣 告

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第25号 遠藤博昭君に対する議長不信任決議

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第25号)

1. 会 期 の 決 定

1. 諸 般 の 報 告

1. 議 案 の 上 程

議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

議案第6号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第7号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第8号 大川市学童保育所設置条例の制定について

議案第9号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 大川市犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第12号 大川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 大川市水道給水条例及び大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基

準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第14号 令和5年度大川市一般会計補正予算
- 議案第15号 令和6年度大川市一般会計予算
- 議案第16号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第17号 令和6年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第18号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計予算
- 議案第19号 令和6年度大川市水道事業会計予算
- 議案第20号 令和6年度大川市下水道事業会計予算
- 議案第21号 大川市教育長の選任について
- 議案第22号 大川市監査委員の選任について
- 議案第23号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第24号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについて

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一部議案質疑・討論・採決

(議案第21号～第24号、諮問第1号、第2号)

午前9時30分 開会

○議長（遠藤博昭君）

おはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。箴島かおる議員から欠席の届出が提出されておりますので、御報告いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回大川市議会定例会を開催いたします。（「緊急動議です」と呼ぶ者あり）何の動議。（「議長不信任決議案です」と呼ぶ者あり）ほかにどなたか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

一旦ここで休憩にいたします。

午前9時31分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（遠藤博昭君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

これから直ちに会議を開きます。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、本市議会議員西田学君外3名から議案第25号 遠藤博昭君に対する議長不信任決議が提出されております。

本件については、私の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

〔遠藤議長退席〕

○副議長（古賀寿典君）

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となる故をもって退席されましたので、これから私が議長の職を執ることといたします。初めてで何も分かりませんが、よろしく願いいたします。

それでは、この際、お諮りいたします。本日、西田学君外3名から遠藤博昭君に対する議長不信任決議が提出されております。この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第25号 遠藤博昭君に対する議長不信任決議を朗読させます。局長お願いします。和田局長。

○議会事務局長（和田孝紀君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案第25号

遠藤博昭君に対する議長不信任決議

標記の決議案を別紙のとおり提出する。

令和6年3月4日

提出者 大川市議会議員

西 田 学

内 藤 栄 治

龍 誠 一

永 島 幸 夫

遠藤博昭君に対する議長不信任決議

我々は令和5年6月・9月・12月一般質問での議長采配について、下記の理由により、議長に不信を表明するものであります。

記

- 1 通告外や同じ質問を理由に質問させないようにする。
- 2 些細な事でも休憩に入り、しかも質問者にロス分の時間も与えない等、質問者の意見を聞かず自分の意見を押し付ける。
- 3 議会は討論の場であり、議長の使命は公平で民主的な進行を行う事にある。しかし、遠藤議長の采配は明らかに偏っており、議長の資格なしと判断する。

よって、我々は議長に対し不信を表明し、ここに議長不信任決議案を提出するものであります。

以上でございます。

○副議長（古賀寿典君）

提案理由の説明は終わりました。

それでは、これから議案第25号 遠藤博昭君に対する議長不信任決議に対して質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、本案につきまして遠藤博昭君から発言の申出がなされております。

つきましては、地方自治法第117号ただし書の規定によりますと、「議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。」とのことになっております。

ここでお諮りいたします。本案について、遠藤博昭君が会議に出席し、発言することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、遠藤博昭君の発言については同意することに決しました。
遠藤博昭君、入場をお願いします。

〔遠藤議長入場〕

（「議長、発言を求めます」と呼ぶ者あり）11番。（「弁明を申し上げたいと思いますけど、許可いいですか」と呼ぶ者あり）はい、よろしく願いいたします。

○11番（遠藤博昭君）

皆さんこんにちは。議席番号11番、遠藤博昭です。私は6月に議長に選任されて以来、公平で民主的な議事進行を行ってきたと自負いたしております。今後も民主的にできるだけ議会がスムーズに運べるように努力してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（古賀寿典君）

遠藤博昭君、退席願います。

〔遠藤議長退席〕

次に、討論を希望される方は、この際、通告をお願いいたします。

西田議員は賛成。（「賛成」と呼ぶ者あり）平木議員は。（「反対です」と呼ぶ者あり）反対。内藤議員は。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。

まず、13番平木一朗君。

○13番（平木一朗君）（登壇）

議員番号13番、平木一朗です。議案第25号 遠藤博昭君に対する議長不信任決議に関して、反対の立場より討論させていただきます。

今回初めてこの内容を見させていただいたわけですが、書いてありますとおり、1番、「通告外や同じ質問を理由に質問させないようにする。」ということですが、通告外のこと、十分に議会というものを納得されていることであれば、勉強されてある方も分かるのとおり、発言通告というのは出来レースのためにする道具ではございません。しっ

かりと執行部のほうと話し合い、きちんと市議会として討論できるようにするべきことであり、この通告外ということ——また、同じ質問というのは、同じ質問者が何人もかぶらないように、やっぱりそういうことで、議長というのはしっかりとその辺のところの仕事をされているかなと思っております。

2番目に、「些細な事でも休憩に入り、しかも質問者にロス分の時間も与えない等、質問者の意見を聞かず自分の意見を押し付ける。」と書いてありますが、「些細な事でも休憩に入り」ということですが、質問者や発言者に関してはささいなことかもしれませんが、市議会というものは、この議場、一般質問等ではしっかりと議事録を取らなければなりません。だから、議長として、この采配を取る議長の仕事として、不穩当、また、不適切な発言に対しては、その場その場できちっと休憩を取り、また、事務局等と打合せの上、協議することが非常に必要なことだと思います。

ここで3番目のこともありますが、もちろん議長という仕事は、御存じのとおり、この議場を仕切る仕事でございます。議場における正規の発言は全て議長の同意を得なければなりません。その中で、発言者というのはそのルールにのっとり、発言をすべきことであります。

もう皆さんも、1期というのは永尾議員がまず1期目でございますが、当選された際に議員必携という本を渡されてあるんじゃないかなと思っております。必携ですから、必ず近くに置いてってくださいねということですが、似たような感じで会議学入門というものがあります。この会議学入門に行きますと、質疑者が、発言者が心すべきことというものがありまして、的を射た質疑をすること、通告外のことを質問したり、ピントの外れた質疑をして答弁者を困らせ、あるいは時間の無駄遣いをしてはいけないということになります。

また、同じことを何度も質疑しないこと。自分の主張を提議者が受け入れ、気に入る答弁をするまでしつこいように答弁を求めるとことはしてはいけないと書いてあります。

また、質疑者としてのエチケットを守ること。これは自治法、また、それぞれ大川市議会にあっても、申合せ事項等で守られていることのエチケットということだと思います。

また、発言について取決めに従うこと。発言に関する規則、申合せを守り、発言の割当て時間や順序についてしっかりと守るべきだと書いてあります。

最後になりますけど、他の質疑者や質疑にも耳を傾けること。既に質疑された事項について平気で質疑する者がいらっしゃいます。他の議員の迷惑となるばかりではなく、会議をだ

らせさせることになるから注意を促すということで書いてある次第です。

そのようなことから、この大川市議会の遠藤議長に至っては、適切に、また、公平、公正にされていらっしゃることだと私自身感じているものであり、3番目の「議会は討論の場であり、議長の使命は公平で民主的な進行を行う事にある。しかし、遠藤議長の采配は明らかに偏っており、議長の資格なしと判断する。」とありますが、先ほどの質疑者の心がけということから申し合わせてみても、遠藤議長に関しては適切に処理をされていることだと思いますから、このような議長不信任案には値しないものだと私も自信を持って反対の立場をさせていただくところです。

以上、議員の皆様、どうか日頃の遠藤議長の行動、そして、この議場内での遠藤議長の権限かれこれを見た上で、しっかりと仕事をされているという方は、ぜひこの不信任案に関しては反対していただくことを願ひまして、私の反対討論を終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（古賀寿典君）

次に、7番西田学君。

○7番（西田 学君）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号7番、西田学です。賛成の討論をさせていただきます。

提案理由とほとんど同じですが、再度理由を述べさせていただきます。

令和5年6月、9月、12月の一般質問での議長采配に問題が多い。

一つ、通告外や同じ質問を理由に質問をさせないようにする。

一つ、些細なことでも休憩に入り、しかも、質問者にロスの時間も与えないなど、質問者の意見を聞かず、自分の意見を押しつける。些細なことでも休憩に入ります。後から何かおとがめがあるかなと思いましたが、今まで全くおとがめはありません。ですから、私は些細なことだというふうに思っております。

一つ、議会は討論の場であり、議長の使命は公平で民主的な進行をすることにあります。しかし、遠藤議長の采配は明らかに偏っており、議長の資格なしと判断をいたします。

したがって、私は議案第25号、議長不信任決議に賛成をいたします。

以上です。

○副議長（古賀寿典君）

次に、9番内藤栄治君。

○9番（内藤栄治君）（登壇）

議席番号9番、内藤栄治です。議長不信任決議に賛成の立場で討論いたします。

遠藤博昭君は、議長としては不適切な議会運営が目に見える。

〔発言取消〕

大川市議会を代表することは不適切者として、ここに議長不信任案に賛成する。

以上。

○副議長（古賀寿典君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

議案第25号 遠藤博昭君に対する議長不信任決議を決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本決議案は否決されました。

ここで、遠藤議長の入場並びに議長交代のため、暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（遠藤博昭君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてなど22件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして本日から3月22日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの19日間に決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、お手元に配付しております日程表のとおりといたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果並びに定期監査について監査委員から報告がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましては、お手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案22件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについての案件22件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

本日ここに、令和6年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも御多端な折、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、令和6年度市政運営の基本となります当初予算案をはじめとする重要な議案について御審議をお願いするものでございます。

議案の説明に先立ちまして、令和6年度の市政運営について所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

本年は元日より能登半島において大きな地震が発生をいたしました。まずは、この地震によって亡くなられた全ての方々の御冥福を心からお祈りするとともに、被害に見舞われ、厳しい生活を送っておられる被災者の方々に改めてお見舞いを申し上げます。

国は、震災への対応、緊迫する国際情勢への対応など、内外ともに重要な場面を迎えているところですが、国内経済においては引き続き物価が高騰している中、最低賃金の過去最大の上げ幅、株価の上昇など、日本経済の長いデフレからの完全脱却による経済再生を目指しているところです。

国の経済動向と令和6年度の予算についても、我が国の経済状況は国が発表している1月の月例経済報告において、景気はこのところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復しているとの基調判断が示されているところであります。また、先行きにつきましても、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるものの、世界的な金融引締めに伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響、令和6年能登半島地震の経済に与える影響などについて十分留意する必要があります。

このような状況の中にあつて、本市におきましても抱える課題は多く、限られた財源の中で将来を見据えた施策、事業の取捨選択を行い、計画的に事業の展開を図っているところであります。

また、大川市は本年、市制施行から70周年という大きな節目を迎えます。これまでの70年間、私たちのまちは様々な時代の変化や困難を乗り越えながらも、先人たちの努力によって成長を続け、木工のまち大川をつくり上げてきました。令和6年度は幾つかの事業を70周年という周年行事に位置づけ、例年よりにぎやかに取り組みながら、未来に向けて魅力と活力を創造し続けるまちであることを目指してまいります。

さて、国の令和6年度予算案につきましては、歴史的な転換の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取る予算として、総額112兆5,717億円の予算案が国会に提出され、現在審議が続けられております。

このうち歳出につきましては、経済の好循環の起点となる物価に負けない賃上げの実現、こども未来戦略に基づくこども・子育て施策の強化、デジタルを活用し、地方の活性化や公的サービスの効率化等を図るため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したデジタル行財政改革の推進や官民のグリーン・トランスフォーメーション投資の促進などが示されるとともに、社会保障関係費には前年度より8,506億円増の37兆7,193億円が、物価・賃上げ促進予備費には1兆円が計上されています。

また、歳入につきましては、租税収入として前年度より1,680億円増の69兆6,080億円を見込み、歳入不足を補うための赤字国債につきましては、前年度より1,950億円減の28兆8,700億円が計上され、その予算規模は6年連続で100兆円を超えるものとなっています。

これらを踏まえ、令和6年度予算編成に当たりましては、財政規律に留意しながら、限られた財源の中で、引き続きよりよい市民サービスを提供するために、重点化、効率化を徹底

した予算になるよう心がけたところであります。

まず、「Beyond bounds, Beat limits（垣根を越えて、成長する）」との思いを込めた令和6年度の最重点施策について4点申し上げます。

1点目は、仮称「大川の駅」整備事業でございます。

本市では、有明海沿岸道路、九州佐賀国際空港、三池港といった重要インフラの整備、拡張により国内外からアクセスが大きく向上していることを好機と捉え、また、人口減少、少子高齢化社会において、基幹産業を振興し、かつ、国内外の多くの人々にこの地域のファンとなってもらいきっかけづくりとなる拠点として、環有明海経済圏域の構築の核となる「大川の駅」を設置するプロジェクトを進めています。

この拠点は、木エントリアのまち大川らしさが表現された施設とすることや、良質な食のサービスの提供をはじめ、環有明海地域の近隣自治体との連携強化に取り組むことで、この地域の優れた資源を市町村界にとらわれず積極的に取り入れ、目の肥えた来訪者を満足させる施設、空間として整備、運営することとしています。

先月22日開催の臨時議会におきまして、整備・運営事業者の公募を行うに当たり、提案上限価格及び事業期間を示す債務負担行為の設定に御議決いただき、事業公募を開始したところでございます。

令和6年度は、用地の1次造成及び整備・運営事業者の選定をプロジェクトのベースの大切な業務と位置づけて推進してまいります。

また、これまで国土交通省及び内閣府など、国の御支援に加えて福岡県のお力添えをいただき、アクセス道路の整備を進めていただいております。

今後とも、国、県の御指導、御支援と民間活力を得ながら、令和9年度中の開業に向け、遅滞なく整備推進してまいります。

2点目は、大川Rebuilding（リビルディング）事業についてでございます。

まず、リバーサイド観光活性化事業につきましては、今年度、筑後川昇開橋のライトアップを生かした新たなイベントとして「川辺deルーチェ～筑後川スカイランタンフェスティバル～」を開催したところ、初めてのイベントにもかかわらず市内外より多くの来場者でにぎわいました。新年度は、導入した観光動態統計システムも活用して観光振興政策の課題の洗い直しを行いながら、「大川の駅」と筑後川昇開橋との間に人の流れを生み出すための楽しい仕掛けを行ってまいりたいと考えております。

次に、小保・榎津藩境のまちにおける歴史的資源を活用した観光まちづくりについてですが、今年度、小保・榎津地区歴史的建造物活用エリア基本計画を策定し、推進体制の整備を図ったところでございます。新年度は、県指定文化財旧緒方家住宅の保存修理工事が本格的に始まり、ソフト面では藩境の魅力を詰め込んだインバウンドツアーを実施するなど、国内外の観光客を受け入れる環境が整ってまいりますので、引き続き地区内で活動するNPO法人「小保・榎津藩境のまち保存会」と連携しながら観光まちづくりの取組を推進してまいります。

また、農水産業の6次産品の開発については、道の駅川場田園プラザの運営ノウハウを有する株式会社R&S KAWABAと商品開発事業を進めており、今年度は市内外の資源調査を行いました。新年度はブランドコンセプトの策定から開発アイテムの立案に至るまで、生産者や加工業者、菓子店、料理店の皆様と議論を深め、売れる商品づくりに取り組んでまいります。

最後に、基幹産業の市場開拓に関する取組についてでございます。

コロナ禍の家具の買換え需要が終了した今、消費者の目は飲食、旅行に向かい、物価高など様々な要因も重なり、耐久消費財である家具の売上げは減少しており、本市の家具メーカーや木工関連事業者は大変厳しい経営環境に置かれているものと認識しております。そのような状況を打開するために、新たなマーケットへの船出は喫緊の課題であり、インターネット市場はもとより、海外市場やスマート家具市場に対しても積極的に打って出るべきタイミングであると考えています。

当然、市場開拓を本格化するには新たな投資も必要となりますので、大川Rebuilding（リビルディング）事業では、まず、市内事業者ネット販売への対応力を高めていただくための勉強会をスタートしており、ふるさと納税や大川市公式オンラインショッピングサイトの寄附額、売上げの増加につなげてまいります。また、そこで得られる収益を、木工産業の新市場開拓をはじめとする産業再構築へ投資する組織や仕組みづくりについても議論を開始してまいりたいと考えております。大川Rebuilding（リビルディング）事業は、「大川の駅」を大きな起点として、にぎわいと稼ぐ力を後世に残す仕事と強い思いを持って取り組んでまいります。

3点目は、子育て施策であります。

子育て支援総合施設モッカランドにおきましては、子育て世代包括支援センターと子ども

家庭総合支援拠点の機能を維持しながら、両機能を一体的に運営することも家庭センターを国に先んじて令和5年10月より新たに設置しました。母子保健部門と児童福祉部門との連携、さらには発達支援事業との連携により、支援が必要な方の情報をタイムロスなく共有し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの相談支援を一体的に行うことで、これまで以上に妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実、強化いたします。

あわせて、放課後児童健全育成事業についても、市内8つの小学校区に設置している学童保育所の運営団体を令和6年度から一元化し、安定的な学童保育所の運営に努めることにより、皆様に喜んでいただける子育てに優しいまち大川を目指してまいります。

4点目は、重層的支援体制の整備であります。

これまで高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野ごとに取り組んできた相談支援を包括化し、アウトリーチ支援を強化するとともに、本人の特性に応じた多様な社会参加の場づくりを行い、世代や分野を超えて人と人、人と資源がつながり、支え合う地域共生社会へ向けて重層的支援体制整備事業を開始します。

事前準備として、令和3年度から庁内連携を推進する大川市共生推進会議の設置、複合的な課題を抱える世帯への多分野連携支援体制の整備、全職員に対する断らない相談研修の実施、ひきこもりや不登校生徒等のための「りらくすぺーす」の開設等を行っており、今後はさらに、地域の様々な主体の方々と共に、誰もが生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを推進してまいります。

以上4点を令和6年度の最重点施策としながら、全ての政策の推進に当たりましては、SDGsの視点を意識しつつ、個々の実行性を高めるとともに、相乗効果で好循環をもたらし、本市のまちづくりの指針である大川市第6次総合計画に掲げる、将来にわたって誰もが生きがいを見つけ、「ずっと大川 ずっと大川」を感じられるまちを目指し、持続可能なまちの実現に取り組んでまいります。

それでは、令和6年度に取り組む主な施策につきまして、大川市第6次総合計画の4つの基本目標に沿って、私の施策の一端を述べさせていただきます。

まず1つ目の項目、「価値の『創造』と活力にあふれるまち」について申し上げます。

本市の広域的産業・観光振興の柱であります「大川の駅」整備につきましては、道の駅整備予定地の用地取得が既に完了しており、いよいよ予定地内の地盤対策及び造成工事に着手してまいります。あわせて、かわまちづくり計画については、次年度早期の登録申請に向け、

引き続き整備を進めてまいります。

また、「大川の駅」整備・運営事業のパートナーとなる事業者の選定に向け、公募や提案書類の審査などを進め、令和6年度中の契約に向け、引き続き事業を推進してまいります。

また、ソフト事業といたしましても、大川Rebuilding（リビルディング）事業に取り組み、観光活性化による人の流れの創出、インバウンド施策を通じたまちの元気の創出、ネットビジネスの戦略化支援による稼ぐ力の創出という3つの柱を中心に、「大川の駅」並びに大川市のブランド力向上、産業の活性化を目指してまいります。

企業誘致につきましては、本市の交通インフラが向上している今、「大川の駅」南側の民間事業用地及び市内各所において多種多様な事業者の誘致を図ることにより、にぎわいの創出や新たな産業の創出につなげ、雇用促進や移住・定住化、税収増を図ってまいります。

基幹産業でありますインテリア産業につきましては、大川インテリア振興センターが実施する産業強化支援事業や頑張る企業支援事業を通じて、家具産地大川のPRや海外を視野に入れた販路開拓への支援に努めるとともに、インテリア産業人材育成事業や人材確保事業を通して家具職人の育成や高等学校等新卒者の獲得等に取り組み、持続可能な産地体制づくりを図ってまいります。

また、中小企業者等への支援につきましては、引き続き商工会議所、市内金融機関及び政府系金融機関と連携しながら、新規創業、経営革新に取り組む事業者の育成や中小企業融資制度の利用推進を図り、中小企業の経営基盤の強化と安定化に努めてまいります。

商業の振興につきましては、商店街の集客力アップや空き店舗対策として、商店街が実施するイベントや商店街店舗のリノベーション事業への助成を行うなど、中心市街地活性化を図ってまいります。

観光の振興につきましては、引き続きマイスターツーリズム推進事業として、大川観光協会が実施しているファクトリーツアーの充実やホームページ、SNSを活用した魅力スポットの情報発信、木工体験イベントなどへの助成を通して、新たな顧客の発掘、リピーター満足度の向上を図り、本市の観光需要の創出に努めてまいります。また、名物料理のさらなるPRやイベント実施への助成を行うことで、全国からの観光誘致に努めてまいります。シティセールスにつきましては、大川家具のPRを根幹に、より効果的な本市のイメージアップに取り組んでまいります。

農業の振興につきましては、本市農業の総合的な振興を目的とした、がんばる農業支援事

業を柱に、生産力の向上と持続性の両立に向け、施策に取り組んでまいります。中でも、本市の特産でありますイチゴやアスパラガスなど施設園芸野菜において、ICT等の先端技術を取り入れた農業を推し進めながら、次世代型農業の確立に向けた産地強化と人材育成に努めてまいります。また、農業という営みと農業資源が有する多面的な機能により市民生活の環境が保全されていることを踏まえ、地域で取り組まれている住民協働による農業資源の保全活動につきましては、引き続き多面的機能支払交付金を活用していただきながら支援してまいります。

そのほか、農地に関しましては、今後、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが心配される中、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、持続可能な営農体制の構築を目指します。

また、高齢化や後継者不足による労働力の確保が課題の農業分野と障がい者等の雇用の場の確保が課題の福祉分野の双方の課題を解決するための農福連携の取組を推進してまいります。

水産業の振興につきましては、漁業活動の基盤である物揚げ場表面に沈下、亀裂等が発生し、漁業活動にも支障を来している状況が見受けられますので、漁港のコンクリート補修工事などを行ってまいります。

また、本市の水産業の主力であるノリの生産につきましては、柳川市など関係自治体と連携を図りながら、生産安定の推進に努めるとともに、有明海の水産資源の増大を図るため、これまでと同様に有明海漁連が実施するガザミやクルマエビ放流事業への支援や水産資源の環境整備活動に対する漁協への支援を行い、引き続き漁業経営の安定化を図ってまいります。

次に、2つ目の項目、「人を育み、共に支え合い『共生』するまち」について申し上げます。

主な取組といたしましては、子育て支援総合施設モッカランドにおいて、こども家庭センターの機能を中心とした子育て支援事業を行ってまいります。

具体的には、母子保健と児童福祉を連携させながら、乳幼児健診や産後ケアなどの母子保健施策と子育て相談や学習会などの子育て支援施策を実施しているところではありますが、さらに、妊娠期から出産、子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を引き続き行ってまいります。また、低所得妊婦の初回産科受診に対する助成を行い、産婦健診と産後ケア事業、アシスト訪問等を連

動させることで、これまで以上に妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ってまいります。

また、発達支援事業におきましては、発達に課題を抱える子どもと保護者を発達教室「にこにこ」などで支援し、保護者の子育ての負担感や不安感の軽減を図るとともに、子育て学習会や様々なイベントを充実させ、さらに多くの子育て世代に親しんで利用していただける施設を目指してまいります。

放課後児童健全育成事業につきましては、市内8つの小学校区に設置している学童保育所の運営団体を令和6年度から一元化し、事務処理や職員を集中管理するとともに、支援員等の処遇を改善することにより、児童に向き合う保育時間の確保や必要な人材の確保を図り、安定的な学童保育所の運営に努めてまいります。

学校教育につきましては、基本となる学力、体力を定着させるとともに、柔軟な思考力や豊かな感性、創造力を基に、主体的に考え、多様な他者と協働しながら問題を見いだし、解決することができる子どもたちの育成を目指します。そして、子どもたちにとって学校が、行きたい学校、会いたい仲間、参加したい学びとなるよう努めてまいります。

まず、ふるさと学習を核とした探求的な学習の充実や個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けたさらなる取組や、大川樟風高等学校及び国際医療福祉大学との保・幼・小・中・高・大の校種間連携教育推進事業、連携型中高一貫教育の推進により、教育の充実・発展と地域行事や児童・生徒・学生間交流を通し、郷土愛の育成と地域の担い手づくりを図ってまいります。

次に、保護者や地域住民を構成員とする学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進するコミュニティ・スクールの活性化を図るため、地域の望む子ども像について対話を通し熟議を通した目標やビジョンを共有しながら、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進めてまいります。また、ゆとりある充実した教育活動を実現するため、小学校において2学期制を実施し、子どもたちの個に応じた丁寧な学習や支援の充実に努めてまいります。さらに、施設整備の面では、学校施設長寿命化計画に即して、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の確保に努めてまいります。

学校給食においては、依然として原材料費の高騰により給食食材の価格が上昇しており、その上昇分について補填を行うことで、給食の質を維持し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

なお、同様の趣旨で保育園及び認定こども園に対しても給食費の支援を行ってまいります。

高齢者への支援といたしましては、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化、推進に向けて取り組んでまいります。多職種による在宅医療、介護連携の強化に加え、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、通いの場の充実を図りながら、認知症やフレイルなど心身機能の低下を予防し、元気な高齢者を増やすこと、高齢者自身の生きがいがづくりや介護予防活動を通じた社会参加を促進することで市全体の活力の増進につなげてまいります。

健康福祉センターにつきましては、市民の健康づくりや介護予防、高齢者の交流の場として、引き続きソフト面の充実を図ってまいります。

市民の健康づくりといたしましては、若い世代から食事や運動などの生活習慣を見直す機会として、がん検診や各種健診等の普及啓発と受診率向上に努め、早期発見、早期治療により、QOL（クオリティー・オブ・ライフ）の向上と健康寿命の延伸を目指します。

地域福祉の推進につきましては、全ての市民が生涯を通じて安心して自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域の核となる市社会福祉協議会の活動支援に取り組むとともに、重層的支援体制整備事業を開始し、孤立や貧困、ひきこもりなど、様々な困り事を抱える方々の声に丁寧に耳を傾けながら、包括的な相談支援体制を拡充し、断らない相談支援とアウトリーチ支援により、各家庭へ積極的に支援を届けてまいります。

なお、本事業の推進体制を「おおかわふくまるネット」とし、支援関係機関や市民への周知を図ってまいります。

また、身寄りがない人の意思決定や金銭管理支援について、多様な主体の参画による持続可能な権利擁護支援モデル事業に取り組んでまいります。

さらに、DV被害等困難を抱える女性が相談しやすいよう、女性ホットラインを立ち上げ、速やかな支援につながる環境づくりを行ってまいります。

障がい者・障がい児福祉につきましては、地域において障がいのある人やその家族が安心して生活ができるよう相談支援体制の充実を図るとともに、保健、医療、教育等の関係機関との連携により、切れ目のない支援体制の整備を推進してまいります。

男女共同参画の推進につきましては、今後、さらに市民の皆様がそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会、そして、地域活動や就業分野において男女がともに仕事と家庭生活

などを両立できる調和の取れた社会となるよう、大川市男女共同参画推進条例に基づく本市の基本理念「男女が尊重し合い、共に活躍できる社会の実現」を推進してまいります。

社会教育、青少年教育につきましては、学校、家庭、地域の連携・協働による地域学校協働活動の支援や青少年健全育成の推進と社会教育の振興など、市民の生涯にわたる学習活動の支援と充実を図ってまいります。

文化及び芸術の振興につきましては、若手作家の作品を取り上げた「未来への視点」シリーズと、前回多くの来場をいただいた「動くカラクリアート展」など、3回の清力美術館企画展や大川市総合美術展などの開催により、市民の文化芸術の振興を図るとともに、市内文化財全体の計画的、持続的な保存、活用を図り、大川市の新たな魅力の創出につながる歴史文化のまちづくりに努めてまいります。

また、図書館におきましても、市民の多様なニーズに対応するため、久留米広域連携中枢都市圏において電子図書館システムの導入及び共同運用をしてまいります。

スポーツの振興につきましては、大川木の香マラソン大会をはじめとするスポーツを通じた地域のにぎわいづくりや生涯を通じたスポーツ環境の整備の充実を図るとともに、プロスポーツチームとの連携等を生かしつつ、スポーツを活用した共生社会の推進に向けた取組として、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが楽しめるスポーツレクリエーションの普及に努めてまいります。

デジタルトランスフォーメーション（DX）につきましては、引き続き国の制度を活用しつつ、民間企業と一緒に、市民の利便性向上のための地域DXと職員の業務効率化のための行政DXを進めることで市民生活の利便性を向上させながら業務効率化も推進してまいります。

国際交流・多文化共生につきましては、大学がある本市の特徴を生かし、外国人留学生と子どもたちの交流を行い、将来を担う子どもたちが国際性豊かな人材へと成長できる機会の提供に取り組むとともに、今後も引き続き、外国人留学生に対してもスムーズに教育が受けられる支援や安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

防災につきましては、毎年のように発生する風水害や大規模地震などへの災害に対応するため、治水対策として、国、流域自治体などと協働して筑後川水系流域治水プロジェクトを推進するとともに、防災士の育成支援を引き続き行い、自主防災組織の強化を図ることにより地域の防災体制の充実を進めてまいります。

また、消防行政につきましては、市民の生命及び財産を守るため、久留米広域消防本部との連携に努めるとともに、消防施設や装備の充実を図る等の消防団の機能強化を図ってまいります。

さらに、防犯や交通安全につきましては、筑後警察署との連携を一層深めるとともに、地域への防犯パトロールのための物資の配布や省エネ型防犯灯の設置費用に対する補助を引き続き行い、犯罪や交通事故の少ない安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、3つ目の項目「人と自然に調和した都市空間を『共創』するまち」について申し上げます。

主な取組といたしまして、都市公園につきましては、大川都市公園施設長寿命化計画に基づき、施設の老朽化に対する安全対策の強化と将来の改築、更新に係るコストの縮減や平準化を図りながら整備を行い、どの世代の方々にも安全で快適に利用できる公園となるよう、市民ニーズに沿った管理運営に努めてまいります。

また、小保・榎津地区の歴史的な地域資源につきましては、伝統的建築物等の修理や修景に対する補助など、歴史的町並み景観の保全を推進し、今後も地域住民の皆様と協働した取組をさらに進めてまいります。

環境対策の推進につきましては、ごみの減量化と資源化に向け地域での分別収集を推進するとともに、清掃センターでの資源ごみの高度分別化を行い、燃やすごみの減量化に取り組んでまいります。また、ごみ焼却施設につきましては、効率的で安定した運転を行うため、老朽化している機器の整備を行ってまいります。

住宅政策につきましては、木造戸建て住宅の性能向上改修工事に要する費用の一部助成、さらには、道路に面した危険なブロック塀の自主的な解体に要する費用への一部助成を引き続き行い、住宅の耐震化及び省エネ化を促進してまいります。また、市営住宅につきましては、公営住宅ストック改善事業を計画的に進め、良質な公営住宅の供給を促進してまいります。

さらに、空き家対策につきましては、市内一斉調査及び所有者への意向調査を行い、空き家の実態の把握を行い、また、データベースを整備することで空き家所有者への早期の啓発を含めた対策の検討を行ってまいります。加えて、老朽危険家屋の自主的な解体に要する費用の一部助成を行い老朽危険家屋の除却を促進するとともに、空き家の適切な管理を促進するため、県をはじめ各種関係団体との連携による相談会を実施し、相談体制の充実を図って

まいります。

道路の整備につきましては、高規格道路有明海沿岸道路の事業推進が図られています。現在、三池港インターチェンジから諸富インターチェンジ間が供用されており、さらに、三池港インターチェンジ連絡路や諸富インターチェンジ以西の整備着手によって、熊本、佐賀両県への延伸も着実に推進されているところであります。

今後も国、県と連携し、広域的な交通ネットワークの充実を図るため、都市計画道路堤上野線の国道208号までの延伸区間や、柳川市から一木地区へ通じる主要地方道大牟田川副線バイパスの整備促進、有明海沿岸道路大野島インターチェンジから「大川の駅」建設予定地を結ぶ主要地方道大牟田川副線（大野島2工区）の早期整備に向け、積極的に事業促進を図ってまいります。また、市民生活に密着した生活道路の適切な維持管理を行い幹線市道の補修改修を推進するとともに、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、市役所周辺の道路整備を計画的に進めてまいります。さらには、集落内道路の整備拡幅を図るため、狹隘道路整備事業や住宅地等セットバック推進事業を引き続き実施してまいります。

クリークの整備、維持管理につきましては、県の補助事業である農村環境整備事業及び流域湛水減災対策事業、並びに国の補助事業である農地耕作条件改善事業、それに加えて県事業の集落基盤再編事業を活用した整備を積極的に行ってまいります。また、農業用排水路としてだけでなく、近年の大雨時に湛水機能によって被害軽減に大きな力を発揮するクリークの排水対策や適切な維持管理、環境保全に向けて、令和3年度からクリークが対象となりました緊急浚渫推進事業を引き続き行っていくとともに、地域と連携した共同清掃やしゅんせつ作業に取り組むことにより、効果的なクリークの保全管理に努めてまいります。

さらに、向島ポンプ場は昭和51年度に供用開始後、更新事業を行っているものの、老朽化が進んでいる状況にあるため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な施設管理を行ってまいります。

次に、4つ目の項目「持続可能なまちづくり」について申し上げます。

市民との協働につきましては、国際医療福祉大学と連携を図りながら、まちのにぎわいや地域の活性化にもこれまで以上につながるよう、本市との連携事業や市民との交流活動への連携協力を行ってまいります。

また、地域の課題を地域住民自らが解決し、子どもから高齢者まで多世代が集う、喜びと潤いに満ちた地域コミュニティ活動を支援するとともに、市民、地域団体、企業、大学と行

政がそれぞれの強みを生かしながら、つながり支え合い、様々な行政課題の解決や新たな価値の創造に取り組み、協働によるまちづくりを推進してまいります。

さらに、市民、地域を含め、市全体としてSDGsの達成やワンヘルスへの理解促進に取り組むとともに、大川市第6次総合計画の目標達成に向け、全庁的に取り組む体制を構築し、計画の推進を図ってまいります。

現在、庁舎の改修工事を計画的に進めておりますが、令和5年度に庁舎1階トイレ等の改修が完成し、令和6年度より大規模改修として、庁舎の2・3階トイレ衛生設備、空調設備、非常用発電機設置、エレベーター棟増築及び建築基準法適合化改修工事等に着手します。市民の皆様が今まで以上に安心して手続等ができる市役所をつくってまいります。

また、ふるさと納税につきましては、今年度も全国の皆様に御支援を賜り、令和5年12月末時点で既に昨年度の1年分を上回る御寄附をいただいておりますし、企業版のふるさと納税につきましても、今年度3件の御寄附をいただいているところでございます。引き続き貴重な財源の確保に向け、返礼品の充実や効果的なPRに努めるとともに、出品事業者向けの勉強会等も開催し、企業の稼ぐ力を底上げし、寄附増額につなげる好循環を創出してまいります。

今後も医療、介護、福祉や子育てなどの扶助費の大幅な増加、公共施設等の老朽化による施設改修、修繕費の増加等により財政状況が一層厳しくなることが予想されますが、市民生活に必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、デジタル技術を活用した業務の効率化や既存の業務の見直しを図るとともに、ふるさと納税等による寄附の受入れなど多様な財源を確保し、財政基盤の構築と将来を見据えた財政運営に努めてまいります。

あわせて、行政のデジタル化による業務効率化や住民サービスの向上、地域課題の解決といった取組を支える人材の育成、確保が急務であることから、専門的な知識、技能を有する外部人材と連携し、時代の変化に即応するデジタル人材を計画的に育成してまいります。

さらに、環有明海経済圏の民間企業や他自治体と垣根を越えた連携や交流を強化し、お互いの絆を深め、相乗効果を高めながら、国、県、近隣自治体と共に連携強化してまいります。

以上、市政運営に関する私の所信の一端を申し上げましたが、災害や物価高騰など、目まぐるしく環境が変化する時代にあっても、持てる力を最大限に発揮し、また、国、県、近隣自治体、民間事業者など多くの方の知恵と力をいただきながら、全ては市民の皆様の笑顔のため、大川市の今と未来のため、「Beyond bounds, Beat limits（垣根を越えて、成長す

る)」という信念に基づき掲げた政策をぶれずに力強く推進していく所存であります。

令和6年度におきましても、議員の皆様をはじめ、市民の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

さて、この議会に提案いたしております議案は22件であります。その内訳は、条例議案9件、予算議案7件、その他6件であります。

まず、議案第5号 大川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、本市職員の育児と仕事の両立がより一層可能となるように、国家公務員の措置に準じて職員の育児のための短時間勤務制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第6号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会経済情勢の変化や近隣市の状況等を勘案して答申された特別職報酬等審議会の意見を尊重いたしまして、市長、副市長及び教育長をはじめ、本市特別職の職員の給料、または報酬の改定、さらには、物価高騰に伴い宿泊料が上昇していることから、三役が出張した際の宿泊料を宿泊地の地域区分に応じて支給するため、所要の改正を行うとするものであります。

次に、議案第8号 大川市学童保育所設置条例の制定につきましては、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業を実施する学童保育所を公の施設と位置づけ、安定的な運営を行っていくため、その設置及び管理に関する事項を定める条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第9号 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、利用者の特定教育・保育施設の選択に資するため、重要事項を書面提示することに加え、インターネットにより閲覧に供することを規定するとともに、手続のオンライン化に資するため、施設が書面等を交付、提出する際の記録媒体の種類を特定しないよう、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第10号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険事業計画の見直しにより、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を改定するた

め、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第11号 大川市犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市及び市民等の責務及び犯罪被害者等の支援の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第12号 大川市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、漁港漁場整備法の法律名が改正されるため、また、漁港施設の占用許可の期間を延長するため、所要の改正を行うとするものであります。

次に、議案第13号 大川市水道給水条例及び大川市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法に基づく権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、所要の改正を行うとするものであります。

次に、議案第14号 令和5年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算を活用するものも含め、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の概要から御説明申し上げます。

総務費につきましては、令和6年1月に発生しました能登半島地震の被災地への義援金といたしまして1,000万円、職員の退職等に伴う退職手当1億226万3千円等、計2億3,570万円を計上いたしております。

民生費につきましては、相談支援事業委託料577万円及び障害者等相談支援機能強化補助金55万2千円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、地籍調査事業費1億6,842万7千円を計上いたしております。

以上によりまして、今回の補正総額は4億1,044万9千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金及び繰越金をもって充当する次第であります。

繰越明許費の補正につきましては、本年度内に完了が見込めない道の駅整備開発行為測量設計業務委託事業、地籍調査事業等について、翌年度へ繰越しするため、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

次に、議案第15号 令和6年度大川市一般会計予算について御説明申し上げます。

これにつきましては、冒頭で申し上げましたように、重点化、効率化を心がけ予算編成に取り組んだところをごさいます、この結果、一般会計の予算総額は190億2,000万円となり、前年度当初予算との対比では6.7%増となったところであります。

それでは、歳出の各款について、その概要を御説明申し上げます。

まず、議会費につきましては、議会活動に要する経費として1億5,330万4千円を計上いたしております。

次に、総務費につきましては、42億9,714万2千円を計上いたしております。

主なものとしましては、庁舎大規模改修工事費3億7,650万円、ふるさと基金積立金7億5,200万円、ふるさと寄附謝礼品カタログギフト事業委託料5億7,960万円、電算管理業務委託料9,721万6千円、道の駅整備予定地用地地盤対策工事費5億8,000万円、大川リビルディング事業費7,235万9千円等がございます。

民生費につきましては、72億2,245万8千円を計上いたしております。

主なものとしましては、社会福祉に要する経費として、障害者自立支援給付費10億3,500万円、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業等に要する繰出金13億4,099万円等、また、児童福祉に要する経費として、学童保育所運営委託料1億5,023万3千円、児童保育に係る民間保育所への運営委託料8億160万円、認定こども園等への施設型給付費5億717万4千円、児童手当及び児童扶養手当6億7,032万9千円等、生活保護に必要となる経費として生活保護扶助費5億3,858万円等がございます。

衛生費につきましては、12億4,758万7千円を計上いたしております。

主なものとしましては、保健衛生費として、妊婦健康診査業務委託料2,319万5千円、出産・子育て応援給付金1,800万円、予防接種業務委託料1億403万2千円、健康診査・がん検診業務委託料2,800万円、浄化槽設置整備事業補助金3,631万円等、清掃費として、八女西部広域事務組合負担金5,240万5千円、ごみ・不燃物収集処理委託料2億4,340万7千円、ごみ焼却施設運転管理業務委託料8,470万円、清掃センター定期点検整備工事費等施設工事費1億5,300万円、大川柳川衛生組合負担金7,734万円等がございます。

労働費につきましては、5,079万9千円を計上いたしております。

主なものとしましては、大川市シルバー人材センター補助金1,125万円、勤労者福祉施設運営費3,062万円等がございます。

農林水産業費につきましては、6億7,954万9千円を計上いたしております。

主なものとしましては、がんばる農業支援事業費補助金1,300万円、多面的機能支払交付金2,409万7千円、新規就農者育成総合対策費補助金907万5千円、また、クリーク対策工事費7,500万円、緊急浚渫推進事業工事費5,000万円、花宗太田土木組合負担金4,180万2千円、集落基盤再編事業費負担金1,250万円、漁港補修工事費1,800万円等がございます。

商工費につきましては、6億7,014万6千円を計上いたしております。

主なものとしましては、中小企業対策に要する経費として、新規創業出店支援補助金724万円、中小企業融資預託金4億円、大川インテリア振興センター公益事業費補助金2,000万円、インテリア産業強化支援事業補助金2,000万円等、観光施策に要する経費として、古賀政男顕彰会運営費等補助金1,080万円、マイスターツーリズム推進事業補助金800万円、藩境のまちリノベーション補助金1,000万円等、さらには、本市の魅力を市内外に情報発信するための経費としてシティセールス事業費4,278万5千円等がございます。

土木費につきましては、13億7,451万4千円を計上いたしております。

主なものとしましては、生活関連道路及び橋梁等の整備に要する経費として4億757万6千円、都市環境の整備に必要な経費として、下水道事業会計繰出金3億4,483万1千円、公園の管理及び整備に要する経費7,707万1千円、まちづくり推進事業等に要する経費2,841万4千円、さらに、市営住宅の維持管理等に要する経費1億3,333万8千円等がございます。

消防費につきましては、4億7,632万8千円を計上いたしております。

主なものとしましては、久留米広域消防負担金3億3,950万7千円、消防団拠点施設整備工事費2,400万円等がございます。

教育費につきましては、12億9,138万2千円を計上いたしております。

主なものとしましては、学校教育に要する経費として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学級指導支援者、学習指導員等の配置に要する経費のほか、小学校工事費1億5,100万円、スクールバス借上料1,894万2千円等、また、社会教育に要する経費として、旧緒方家住宅保存修理工事費6,387万1千円、図書館管理運営費5,216万1千円、文化センター管理運営費5,711万7千円、保健体育費に要する経費として、体育施設管理運営費2,892万7千円、学校給食センター費1億6,342万1千円等がございます。

このほか、公債費及び予備費につきましては、所要の額を計上いたしております。

次に、歳入につきましては、これまでの歳入実績と今後の動向等を慎重に検討いたしまして、市税、地方交付税等の一般財源や国県支出金及び市債等の特定財源の的確な把握に努め

たところであります。

継続費につきましては、完成に複数年を要する庁舎大規模改修事業について、経費の総額及び年割額を設定いたしております。

債務負担行為につきましては、事業が複数年にわたるものについて、期間及び限度額を設定いたしております。

地方債につきましては、各事業における限度額、起債の方法及び利率等を設定いたしております。

なお、一時借入金につきましては、現在の景気状況や各事業等の進捗状況並びに国県支出金等の特定財源の受入れや工事代金等の支払い等を勘案いたしまして、最高限度額25億円をお願いいたしております。

次に、議案第16号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行ったところでありま

す。歳出の主なものといたしましては、総務費6,764万4千円、保険給付費33億6,670万6千円、国民健康保険事業費納付金11億1,818万円等、歳出総額46億1,400万円を計上いたしております。

これが財源といたしましては、保険税7億5,627万2千円、県支出金33億5,938万4千円、繰入金4億7,753万1千円等をもって充当する次第であります。

次に、議案第17号 令和6年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行ったところでありま

す。歳出の主なものといたしましては、総務費2,112万5千円、後期高齢者医療広域連合納付金7億496万3千円等、歳出総額7億3,000万円を計上いたしております。

これが財源といたしましては、保険料4億9,076万9千円、繰入金2億3,845万2千円等をもって充当する次第であります。

次に、議案第18号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護保険事業について予算編成を行ったところであります。

歳出の主なものといたしましては、総務費 1 億 1,356 万 8 千円、保険給付費 35 億 6,337 万 9 千円、地域支援事業費 1 億 4,587 万 6 千円等、歳出総額 38 億 5,200 万円を計上いたしております。

これが財源といたしましては、保険料 7 億 5,826 万 8 千円、国庫支出金 9 億 1,466 万 3 千円、支払基金交付金 9 億 9,344 万 5 千円、繰入金 6 億 4,124 万 9 千円等をもって充当する次第であります。

次に、議案第 19 号 令和 6 年度大川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、予算第 3 条収益的収支について申し上げます。

収入につきましては、水道事業収益 7 億 8,709 万 5 千円を計上いたしておりますが、その主なものは、給水収益 7 億 4,000 万円、他会計負担金 1,295 万 3 千円であります。

支出につきましては、水道事業費 7 億 7,570 万 4 千円で、その主なものは、受水費 3 億 4,998 万 4 千円、配水及び給水費 1 億 1,198 万 3 千円、減価償却費 1 億 7,612 万 3 千円、支払利息 1,826 万円であります。

次に、予算第 4 条資本的収支について申し上げます。

資本的収支は 4 億 7,388 万 6 千円で、その主なものは、送配水管整備に要する経費 2 億 7,025 万 3 千円、企業債償還金 1 億 8,082 万 9 千円であります。

これに対し、資本的収入は 2 億 6,982 万 8 千円で、その主なものは、企業債 2 億 990 万円、国庫補助金 4,500 万円、加入者負担金 540 万 2 千円であります。

この結果、資本的収支不足額 2 億 405 万 8 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,904 万 2 千円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 5,070 万 4 千円、建設改良積立金 3,431 万 2 千円で補填することとした次第であります。

次に、議案第 20 号 令和 6 年度大川市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

まず、予算第 3 条収益的収支について申し上げます。

収入につきましては、下水道事業収益 5 億 3,840 万 3 千円を計上いたしておりますが、その主なものは、下水道使用料 1 億 500 万円、他会計負担金 2,511 万 9 千円、他会計補助金 2 億 7,152 万 9 千円、資本費繰入収益 1,804 万 4 千円であります。

支出につきましては、下水道事業費 4 億 7,097 万 4 千円で、その主なものは、処理場費 6,083 万 9 千円、総係費 5,152 万円、減価償却費 2 億 7,377 万 4 千円、支払利息に 6,564 万 7 千円で

あります。

次に、予算第4条資本的収支について申し上げます。

資本的支出は5億5,575万円で、その主なものは、公共下水管渠整備費1億2,298万7千円、水処理施設等増設事業費7,100万円、企業債償還金3億6,176万3千円であります。

これに対し、資本的収入は3億3,211万1千円で、その主なものは、企業債2億2,770万円、国庫補助金6,910万円、他会計補助金3,013万9千円であります。

この結果、資本的収支不足額2億2,363万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額804万9千円、当年度分損益勘定留保資金1億5,620万7千円、当年度利益剰余金処分額5,938万3千円で補填することとした次第であります。

次に、議案第21号 大川市教育長の選任につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市教育長として内藤妙子君を再度選任しようとするものであります。

既に御承知のとおり、同君は人格識見ともに優れ、社会的信望も厚く、今後、地方教育行政に対する重要性がますます高まる中で、教育行政に関し優れた識見を必要とする本市教育長として、最もふさわしい人物と考えます。議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第22号 大川市監査委員の選任についてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、見識を有する者の中から選任する監査委員として木下剛君を選任しようとするものであります。

同君は、地方公共団体の事業の経営管理その他行政運営に関し豊富な経験と知識を有しており、市監査委員として適任であると考えますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第23号及び議案第24号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市固定資産評価審査委員会委員に末次勝則君及び古賀政彦君を再度選任しようとするものであります。

両君は、人格識見ともに優れ、社会的信望も厚く、地域社会発展のため貢献されているところであり、固定資産税の公正さを期す任務からして最もふさわしい人物と考えますので、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてであります。議案の末尾にそれぞれ理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として中村政則君

及び長野富幸君を推薦しようとするものであります。

両君は、人格識見ともに優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（遠藤博昭君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、議案第21号 大川市教育長の選任について、議案第22号 大川市監査委員の選任について、議案第23号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第24号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについて、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについての以上6件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第21号 大川市教育長の選任についてを議題といたします。

これから議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第21号 大川市教育長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第22号 大川市監査委員の選任についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第22号 大川市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第23号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第23号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第24号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第24号 大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次へ進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

これからただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんについてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。明日3月5日と6日の2日間は議事の都合により休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る3月7日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

なお、ここで、先ほど大川市教育長に選任同意されました内藤妙子君並びに大川市監査委員に選任されました木下剛君から発言の申出があつておりますので、この際、お願いいたします。

まず、内藤妙子君お願いいたします。内藤妙子君。

○教育長（内藤妙子君）（登壇）

皆様こんにちは。ただいま大川市教育長の再任に御同意いただきました内藤妙子でございます。

これまでいろいろな教育施策を実施するに当たり、議員の皆様方の格別の御支援、誠にありがとうございました。微力ではございますが、来期も一步前進をモットーに大川市の子どもたちの教育や市民の皆様方の生涯学習のために誠心誠意努めたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

次に、木下剛君、お願いいたします。木下剛君。

○監査委員（木下 剛君）（登壇）

皆様こんにちは。先ほど監査委員選任議案に御同意をいただきました木下でございます。

私は監査委員といたしまして、地方自治法など法令に基づき、適正かつ効率的な行政運営の一助となりますようその職責を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は選任議案に御同意をいただき、ありがとうございました。

○議長（遠藤博昭君）

ありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時46分 散会